

平成30年 7 月豪雨災害に伴う入札・契約制度の特例措置について お 知 ら せ

平成30年 7 月豪雨により多くの公共施設で被害が発生しましたが、県民の安全・安心を確保するため、早期に復旧工事を実施する必要があることから、次のとおり入札・契約制度の特例措置を講ずることとし、本年 9 月から実施しますので、お知らせします。

I 災害復旧工事等に関する指名競争入札の拡大

一般的な土木一式工事等^{※1}は、設計金額（税込み）が 1 千万円未満の場合に指名競争入札としていますが、一般的な土木一式工事等であっても、平成30年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事等^{※2}である場合は、設計金額（税込み）が 4 千万円未満まで指名競争入札を拡大することとします。

※1 一般的な土木一式工事等とは、PC 橋梁上部工や船舶を利用して行う港湾工事等を除く土木一式工事又は建築一式工事をいう。

※2 平成30年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事等とは、岡山県が発注する平成30年度発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事をいう。

II 専任の主任技術者の兼務緩和

専任の主任技術者については、次の全ての要件を満たす場合は、2 件（諸経費調整対象工事は、複数件であっても 1 件とします。）まで兼務を認めることとします。なお、兼務に当たっては、主任技術者兼務届を発注者に提出してください。

また、監理技術者はこの特例措置の対象ではないので、ご注意ください。

- ・ 兼務する工事に平成30年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれていること。
- ・ 兼務する工事の工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。
- ・ 兼務する工事の工事現場の相互の距離が10 km以内であること。
- ・ 工事の施工に当たり相互に調整を要するもの（原則として同一工種）であること。
- ・ 県発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

Ⅲ 現場代理人の兼務拡大

現場代理人の兼務については平成25年度から実施しているところですが、兼務する工事に平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれる場合は、兼務可能件数を5件以内とし、その当初請負代金の合計を7千万円未満とします（別紙参照）。

なお、兼務可能件数と当初請負代金の合計金額以外の要件については、変更ありません。

兼務拡大要件	従 来	特例措置
兼務可能件数	3件以内であること。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。	3件（平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれる場合は5件）以内であること。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。
当初請負代金	当初請負代金の合計が、3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。	当初請負代金の合計が、3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。ただし、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれる場合は、7,000万円（建築一式工事も同額）未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例1： 従事中の工事が備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例2： 従事中の工事が東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
そ の 他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

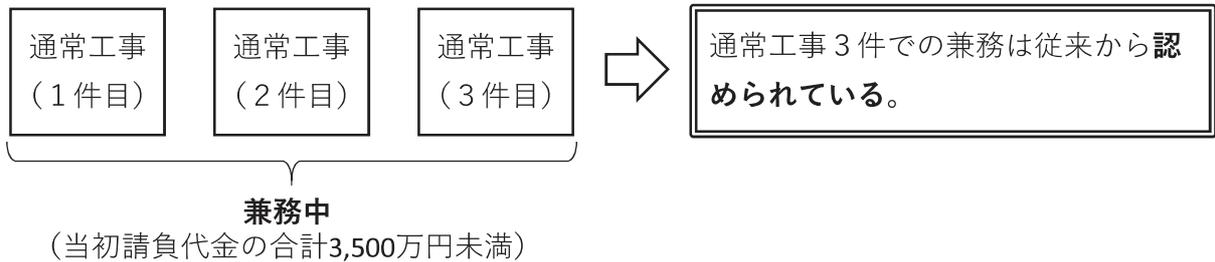
【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483

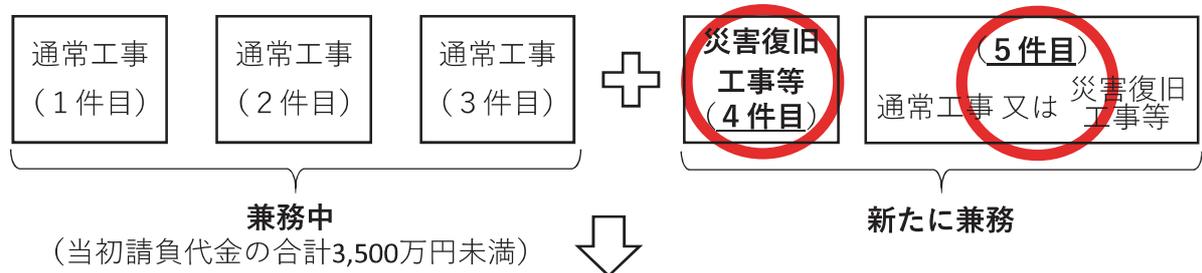
現場代理人の兼務の可否について

1 従来から兼務が認められている場合

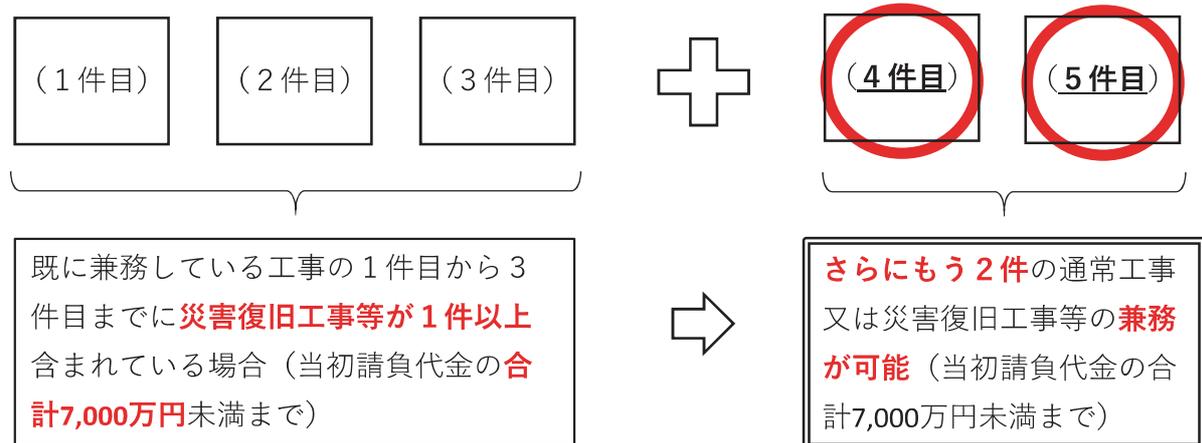


2 特例措置により兼務する場合

ケース 1：既に通常工事 3 件で兼務中の場合



ケース 2：既に兼務中の工事に災害復旧工事等が含まれている場合



3 3 件以上の兼務が認められない場合



平成30年7月豪雨災害に伴う入札・契約制の特例措置について よくある質問

1 特例措置の対象である平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等とはどんな工事ですか。

平成30年度に発生した災害による災害復旧事業や、当該災害を原因とする維持・改良等の工事です。

なお、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等を発注する際には、特記仕様書に特例措置の対象工事である旨を明記するとともに、岡山県電子入札共同利用システムからダウンロードできる起工設計図書（鑑）に赤字で「平成30年度発生災害復旧工事等」と表示していますので、ご確認ください。

2 いつから適用されますか。

平成30年9月1日以降に指名又は入札公告する工事から適用します。ただし、専任の主任技術者の兼務緩和及び現場代理人の兼務拡大については、これ以前の工事であっても、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等に該当する場合には特例措置の対象となりますので、その工事が該当するかどうかについては発注者にお尋ねください。

3 兼務に当たり提出する書類がありますか。

主任技術者を兼務する場合には、「主任技術者兼務届」を、現場代理人を兼務する場合には、これまでと同じく「現場代理人兼務届」を提出してください。

4 現在、県発注工事以外の公共工事に従事している主任技術者又は現場代理人を、県発注工事で兼務させることができますか。

国・市町村が発注した工事に従事している主任技術者又は現場代理人についても、特例措置の要件を満たす場合は兼務が可能です。なお、国・市町村によって兼務の取扱いが異

なることから、兼務が可能であることを確認するため、国・市町村が県発注工事との兼務を承諾していることを証する書類（承諾書等）を「主任技術者兼務届」又は「現場代理人兼務届」に併せて提出してください。

5 現在、県発注工事に従事している主任技術者又は現場代理人を、国・市町村発注の工事で兼務させることができますか。

県発注工事に従事している主任技術者又は現場代理人についても、特例措置の要件を満たす場合は、国・市町村発注の工事で兼務が可能です。この場合には、県発注工事の監督員に「主任技術者兼務承諾申請書」又は「現場代理人兼務承諾申請書」を提出し、あらかじめ兼務の承諾を得てください。

なお、国・市町村によって兼務の取扱いが異なることから、県発注工事との兼務が可能か、事前にご確認ください。

6 既に契約済みの2～5件の工事について、これを1人の現場代理人に兼務させることはできますか。

特例措置の要件を満たしている場合には兼務可能です。その場合には、「現場代理人等の変更通知書」に併せて「現場代理人兼務届」を提出してください。

主任技術者兼務届

年 月 日

岡山県知事又は岡山県〇〇県民局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の工事について、主任技術者を兼務したいので届け出ます。なお、当該主任技術者の兼務については岡山県発注工事における主任技術者の兼務の要件を全て満たすとともに、当該届の内容について事実と相違がないことを確約します。

主任技術者氏名		携帯電話番号
① 従事予定工事	工事名	
	工事場所	
	請負金額	
	工期	年 月 日 から 年 月 日まで
	発注機関・ 担当部署名	
	監督員氏名	
② 従事中・ 従事予定 工事	工事名	
	工事場所	
	請負金額	
	工期	年 月 日 から 年 月 日まで
	発注機関・ 担当部署名	
	監督員氏名	

- (注) 1 ②の欄の「従事中」又は「従事予定」のいずれかを○で囲むこと。
2 従事中又は従事予定の工事が国又は市町村発注工事の場合は、当該発注機関の承諾書を添付すること。
3 裏面のチェックシートに記入漏れがないことを確認すること。

兼務の条件チェックシート

兼務する工事に平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれている。

それぞれの工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内である。

工事現場の相互の距離は10km以内である。（約_____km）

工事の施工に当たり相互に調整を要するもの（原則として同一工種）である。

兼務する工事は2件とも県発注工事であるか、1件が県発注工事ではないが発注者である国又は市町村から兼務の承諾を得ている。

- (注) 1 該当する項目のチェックボックスに✓を記入すること。
2 全てのチェックボックスに✓がない場合には兼務することができないので注意すること。

主任技術者兼務承諾申請書

年 月 日

岡山県知事又は岡山県〇〇県民局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の工事について、主任技術者の兼務を承諾願います。

主任技術者氏名		携帯電話番号
① 従事中・従事予定 工事	発注機関・担当部署名	
	工事名	
	工事場所	
	請負金額	
	工期	年 月 日 から 年 月 日まで
	監督員氏名	
② 従事中・従事予定 工事	発注機関・担当部署名	
	工事名	
	工事場所	
	請負金額	
	工期	年 月 日 から 年 月 日まで
	監督員氏名	

- (注) 1 ①、②の欄の「従事中」又は「従事予定」のいずれかを○で囲むこと。
2 従事中又は従事予定の工事が国又は市町村発注工事の場合は、当該発注機関の承諾書を添付すること。